

速報！ 地本一支社間

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日労働に関する協定」



締結！

締結期間は1年

2022年5月1日～

2023年4月30日まで

地本は盛地申第11号「労働基準法第36条第1項に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関する申し入れ」を提出し4月13日に団体交渉を行い、本日（4月20日）締結しました。

締結期間は1年です。

職場からの声を受けて、各系統の超勤実態や削減に向けた成果や課題、公正公平な社員代表選挙事を行うために議論を創り出してきました。また、業務量を標準数から出面数で示すことに変更になった中で、引き続き労働時間を管理していくことを確認してきました。



職場の検証運動を通じて 安全で働きがいのある職場を創りだそう！！